特定疾病保障定期保険特約　目次

１．総則

第１条　特約の締結
第２条　特約の責任開始期
第３条　特約の保険期間および保険料払込期間

２．特約保険金の支払い・特約保険料の払込免除

第４条　死亡保険金の支払い
第５条　特定疾病保険金の支払い
第６条　高度障害保険金の支払い
第７条　保険金の支払いに関するその他の事項
第８条　特約保険料の払込免除
第９条　戦争その他の変乱の場合の特例

３．特約保険金を支払わない場合（免責事由）

第10条　死亡保険金を支払わない場合
第11条　高度障害保険金を支払わない場合

４．告知義務・告知義務違反による解除

第12条　告知義務
第13条　告知義務違反による解除
第14条　告知義務違反による解除を行わない場合

５．重大事由による解除

第15条

６．特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第16条　特約保険料の払込み
第17条　特約保険料の立替え
第18条　特約の失効および同時消滅

７．特約の復活

第19条

８．特約内容の変更

第20条　特約保険金の減額
第21条　特約の復旧
第22条　保険金の受取人の変更

９．特約の解約・解約返戻金額

第23条　特約の解約
第24条　解約返戻金額
第25条　債権者等による解約の効力等

10．社員配当金

第26条

11．請求手続き

第27条

12．契約内容の登録

第28条

13．主約款の準用

第29条

14．特則

第30条　中途付加の場合の特則
第31条　他の特約へ変更する場合の特則
第32条　定期保険特約等からの変更の場合の特則
第33条　特定疾病保障終身保険特約からの変更の場合の特則
第34条　主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則
第35条　主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
第36条　主契約が定期保険等の場合の特則
第37条　主契約が終身保険等の場合の特則
第38条　主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
第39条　主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則
第40条　主契約が連生終身保険等の場合の特則
第41条　主契約が５年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
第42条　主契約が５年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則
第43条　主契約が無配当医療保険の場合の特則
第44条　主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
第45条　主契約が最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第46条　主契約が毎期精算配当付自由保険等以外の場合の特則
第47条　主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則
第48条　主契約が無配当定期保険の場合の特則
第49条　主契約が５年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則

別表　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞（こうそく）、脳卒中
備考

特定疾病保障定期保険特約

1．総則

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第３条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

2．特約保険金の支払い・特約保険料の払込免除

第４条（死亡保険金の支払い）

次表に定めるところにより、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金とあわせて、主契約の死亡保険金受取人に支払います。

1．支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき[1]に支払います。
2．支払額	死亡保険金額を支払います。

第５条（特定疾病保険金の支払い）

① 次表に定めるところにより、特定疾病保険金を被保険者に支払います。

1．支払理由	被保険者が、この特約の保険期間中に次表のいずれかに該当したときに支払います。	
	イ．所定の悪性新生物	この特約の責任開始期[1]前を含めて初めて悪性新生物（別表）に罹患（りかん）したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。[2] ただし、この特約の責任開始期[1]の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物[3]に罹患（りかん）したと医師によって診断確定されたときは支払いません。
	ロ．急性心筋梗塞（こうそく）または脳卒中による所定の状態	この特約の責任開始期[1]以後に発生した疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (1) 急性心筋梗塞（こうそく）（別表）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態[4]が継続したと医師によって診断されたとき (2) 脳卒中（別表）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺（まひ）等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
2．支払額	死亡保険金額と同額を支払います。	

② 前項第１号イただし書きにより特定疾病保険金が支払われないときは、被保険者は悪性新生物（別表）に罹患（りかん）しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、特定疾病保険金が支払われないこととなった乳房の悪性新生物[3]以外の悪性新生物（別表）について、前項第１号イに定める支払理由に該当したときは、特定疾病保険金を支払います。

③ 第１項にかかわらず、被保険者がこの特約の保険期間中に急性心筋梗塞（こうそく）（別表）または脳卒中（別表）を発病し、

補　則　欄

第４条補則

[1]公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。

第５条補則

[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2]病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

[3]女性乳房の悪性新生物（別表）または男性乳房の悪性新生物（別表）をいいます。

[4]軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

この特約の保険期間満了の日から起算して60日以内に第１項第１号ロに定める状態に該当したときは、この特約の保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。

④　第１項第１号ロにかかわらず、この特約の責任開始期[1]前に発病した疾病を直接の原因として第１項第１号ロに定める特定疾病保険金の支払理由に該当したとき[5]は、次に定めるところによります。

１．この特約の締結の際[6]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特定疾病保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

２．その疾病について、この特約の責任開始期[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特定疾病保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑤　特定疾病保険金を支払った場合には、被保険者が第１項に定める特定疾病保険金の支払理由に該当した時からこの特約は消滅します。

⑥　第１項にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、特定疾病保険金をその法人に支払います。

第６条（高度障害保険金の支払い）

①　次表に定めるところにより、この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。

１．支払理由	被保険者が、この特約の責任開始期[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときに支払います。[2]
２．支払額	死亡保険金額と同額を支払います。

②　前項にかかわらず、この特約の保険期間の満了後に被保険者が高度障害状態になった場合でも、この特約の保険期間満了の日における被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして高度障害保険金を支払います。

１．この特約の保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、高度障害保険金の支払理由に該当しなかったとき

２．この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき

３．この特約の保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき

③　第１項にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期[1]前に発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき[3]は、次に定めるところによります。

１．この特約の締結の際[4]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

２．その疾病について、この特約の責任開始期[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

補　則　欄

第５条補則

[５]第３項により、被保険者がこの特約の保険期間中に第１項第１号ロに定める状態に該当したものとみなすことで、特定疾病保険金の支払理由に該当するときを含みます。

[６]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の保険金の増額部分については、その際とします。

第６条補則

[１]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[２]この特約の責任開始期前からの障害に、第１項第１号に定める原因による障害が加わって高度障害状態に該当したときを含みます。ただし、この特約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限ります。

[３]第２項により、被保険者がこの特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなすときを含みます。

[４]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の増額部分については、その際とします。

第７条（保険金の支払いに関するその他の事項）

① この特約の死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に特定疾病保険金の支払請求を受け、特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、この特約の死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

② この特約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払い後に特定疾病保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。

③ この特約の高度障害保険金を支払う前にこの特約の死亡保険金の支払請求を受け、この特約の死亡保険金が支払われるときは、会社は、この特約の高度障害保険金を支払いません。

④ この特約の高度障害保険金が支払われた場合には、その支払い後にこの特約の死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第８条（特約保険料の払込免除）

① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。

② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。

１．特約保険金の減額

２．特約の復旧

第９条（戦争その他の変乱の場合の特例）

① 被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態になった場合に、戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

② この特約の死亡保険金を支払わないときは、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

３．特約保険金を支払わない場合（免責事由）

第10条（死亡保険金を支払わない場合）

① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、この特約の死亡保険金を支払いません。

１．自殺。この場合、この特約の責任開始の日[1]から起算して３年以内の死亡に限ります。

２．保険契約者の故意[2]

３．主契約の死亡保険金受取人の故意。[3] ただし、その者がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。

② この特約の死亡保険金を支払わないときは、この特約の保険料積立金[4]を保険契約者に支払います。ただし、前項第２号によるときは支払いません。

第11条（高度障害保険金を支払わない場合）

被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったときは、この特約の高度障害保険金を支払いません。

１．被保険者、保険契約者または主契約の高度障害保険金の受取人の故意

２．被保険者の犯罪行為

４．告知義務・告知義務違反による解除

第12条（告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知書で質問したこの特約の保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

補　則　欄

第10条補則

[１]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧の際のこの特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

[２]第１号に該当する場合を除きます。

[３]第１号または第２号に該当する場合を除きます。

[４]第１項第３号の場合は、支払わないこの特約の死亡保険金に対応する保険料積立金とします。

第13条（告知義務違反による解除）

① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約[1]を将来に向かって解除することができます。

② この特約[1]の保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約[1]を解除することができます。この場合には、この特約[1]の保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。[2]
ただし、この特約[1]の保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、この特約[1]の保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

③ 本条によるこの特約[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。

④ 本条によりこの特約[1]を解除したときは、この特約[1]の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第14条（告知義務違反による解除を行わない場合）

① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。

1．この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき

2．保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

3．保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき

4．会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して１か月を経過したとき

5．この特約が、この特約の責任開始の日[1]から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日[1]から起算して２年以内に、この特約の保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、この特約が、この特約の責任開始の日[1]から起算して、５年をこえて有効に継続したとき。

② 前項第２号および第３号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

５．重大事由による解除

第15条

① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1．詐取目的での事故招致	保険契約者、被保険者[1]または主契約の死亡保険金受取人が、この特約の保険金[2][3]を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致[4]をしたとき
2．請求時の詐欺行為	この特約の保険金[3]の請求に関し、その保険金の受取人[5]が詐欺行為[4]をしたとき

補　則　欄

第13条補則

[1]この特約が復旧された場合には、その際のこの特約の保険金の増額部分とします。

[2]すでにこの特約の保険金を支払っていたときは保険金の返還を請求し、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第14条補則

[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧の際のこの特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

第15条補則

[1]死亡保険金については、被保険者を除きます。

[2]死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

[3]保険料の払込免除を含みます。

[4]未遂を含みます。

[5]保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。

3．反社会的勢力	保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき イ．反社会的勢力[6]に該当すると認められること ロ．反社会的勢力[6]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ．反社会的勢力[6]を不当に利用していると認められること ニ．保険契約者または主契約の死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力[6]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ．その他反社会的勢力[6]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4．前号までと同等の事由	保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までと同等の重大な事由があるとき

② この特約の保険金の支払理由[7]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由[7]によるこの特約の保険金[8]の支払い[3]を行いません。[9]

③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。

④ 本条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。[10]

６．特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第16条（特約保険料の払込み）

① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。[1]

② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。

１．主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から２か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。

２．この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとします。

③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとします。

第17条（特約保険料の立替え）

① 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

② 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、立替えの取扱いを行いません。

第18条（特約の失効および同時消滅）

① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

② 次の場合、この特約は同時に消滅します。

補　則　欄

第15条補則

[6]暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[7]保険料の払込免除の理由を含みます。

[8]第１項第３号のみに該当した場合で、第１項第３号イからホまでに該当したのが主契約の死亡保険金受取人のみであり、その主契約の死亡保険金受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その主契約の死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

[9]すでにこの特約の保険金を支払っていたときは保険金の返還を請求し、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

[10]第１項第３号によりこの特約を解除した場合で、この特約の死亡保険金の一部の受取人に対して第２項を適用してこの特約の死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない死亡保険金に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条補則

[1]この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。

1．主契約の消滅
この場合、次表に定めるところによります。

イ．主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
ロ．主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

2．主契約の払済保険または延長保険への変更
この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

7．特約の復活

第19条
① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8．特約内容の変更

第20条（特約保険金の減額）
① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の保険金を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
② この特約の保険金が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第21条（特約の復旧）
① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第22条（保険金の受取人の変更）
この特約の保険金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

9．特約の解約・解約返戻金額

第23条（特約の解約）
① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
② 前項の適用に際し、主契約の死亡保険金額が会社の定める金額を下回っているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。この場合、主契約に付加されている他の定期保険特約等の死亡保険金のある特約[1]の死亡保険金等の会社の定める金額を主契約の死亡保険金に合計して判定します。

第24条（解約返戻金額）
① この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
② 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、この特約の保険料が一時払いの場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

第25条（債権者等による解約の効力等）
債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10．社員配当金

第26条
① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。

補　則　欄

第23条補則
[1]同様の給付のある特約を含みます。

② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
1．この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
2．前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

11. 請求手続き

第27条

① この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類[1]を会社に提出して請求してください。
1．この特約の保険金等の支払金の支払い
2．特約内容の変更

② 団体[2]が保険契約者およびこの特約の保険金の受取人で、かつ、その団体[2]から給与の支払いを受ける従業員が被保険者の場合、団体[2]がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等[3]として被保険者または死亡退職金等[3]の受給者に支払うときは、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、前項の書類に加え、次の第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も提出してください。[4]
1．被保険者または死亡退職金等[3]の受給者の請求内容確認書
2．被保険者または死亡退職金等[3]の受給者に死亡退職金等[3]を支払ったことを証する書類
3．受給者本人であることを団体[2]が確認した書類

12. 契約内容の登録

第28条

① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
1．保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
2．特約死亡保険金の金額
3．契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同じ。）
4．当会社名

② 前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨ 第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額および高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害

補 則 欄

第27条補則

[1]請求権者であることを証する書類、この特約の保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
[2]官公署、会社、工場、組合等の団体をいい、団体の代表者を含みます。
[3]遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
[4]これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

死亡共済金、共済金額および後遺障害共済金と読み替えます。

13. 主約款の準用

第29条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

14. 特則

第30条（中途付加の場合の特則）

① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1．責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ．この特約の第１回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ．告知が行われた時
2．保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日[1]における被保険者の年齢により計算します。

③ 第１項によりこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から５年間を登録の期間とします。

第31条（他の特約へ変更する場合の特則）

① 保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に、会社の承諾を得て、この特約の全部または一部を会社の定める他の特約に変更することができます。ただし、次のいずれかの場合にはこの取扱いを行いません。

１．主契約の保険料の払込みが免除されているとき

２．この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払方法が適用されている場合の保険金削減期間経過後および他の方法が適用されている場合でこの特約の更新時に会社が認めるときはこの限りではありません。

② この特約の保険期間中に他の特約に変更する場合、この特約の変更部分は、変更後の他の特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この特約の変更部分は解約されたものとします。

第32条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）

① 定期保険特約、保険料特別払込定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、逓減定期保険特約、保険料特別払込逓減定期保険特約、収入保障特約、重度慢性疾患保障保険特約、介護保障定期保険特約、新生存給付金付定期保険特約、介護収入保障特約、介護逓減定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護逓減定期保険特約、新介護収入保障特約または生存給付金付定期保険特約(12)（以下本条において「変更前特約」といいます。）からの変更によりこの特約が主契約に付加されたときは、次に定めるところによります。

１．会社は、この特約への変更を承諾した場合には、次表に定める時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「変更日」とします。

イ．変更前特約の保険期間中にこの特約に変更する場合	次のいずれか遅い時 (1) この特約の第１回保険料および会社の定める金額を受け取った時 (2) 告知が行われた時
ロ．変更前特約の更新時にこの特約に変更する場合	変更前特約の更新時。この場合、この特約の第１回保険料は、その更新の日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。

２．変更日から起算して３年以内に自殺により被保険者が死亡したときでも、変更前特約の締結、復活または復旧の日から起算して３年を経過していれば、この特約が復活または復旧された場合を除き、この特約の死亡保険金を支払います。

３．この特約への変更の際の責任開始期前に発生した傷害または疾病を直接の原因として被保険者が高度障害状態に

補　則　欄

第30条補則

[１]中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

なったときでも、その傷害または疾病が変更前特約の責任開始期[1]以後に発生したものであれば、この特約の高度障害保険金を支払います。

4．この特約の保険料は、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日[2]におけるこの特約の被保険者の年齢により計算します。

5．変更前特約が逓減定期保険特約、保険料特別払込逓減定期保険特約、介護逓減定期保険特約または新介護逓減定期保険特約の場合には、この特約の保険金額は、変更前特約の変更された部分に相当する基本保険金額の60％以下で定めることとします。

6．変更前特約が収入保障特約、介護収入保障特約または新介護収入保障特約の場合には、この特約の保険金額は、変更前特約の保険期間満了時における変更された部分に相当する第１回年金を含む将来の年金の現価に相当する金額以下で定めることとします。

② 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

1．この特約への変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除されるとき

2．この特約への変更の際の責任開始期前に発生した傷害を原因として主約款所定の障害状態（以下「障害状態」といいます。）になったことにより、この特約の保険料の払込みが免除されないとき

第33条（特定疾病保障終身保険特約からの変更の場合の特則）

特定疾病保障終身保険特約（以下本条において「変更前特約」といいます。）からの変更によりこの特約が主契約に付加されたときは、次に定めるところによります。

1．会社は、変更前特約が消滅する日の翌日からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の第１回保険料は、変更前特約の消滅する日の翌日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。

2．この特約の責任開始の日（以下本条において「変更日」といいます。）から起算して３年以内に自殺により被保険者が死亡したときでも、変更前特約の締結、復活または復旧の日から起算して３年を経過していれば、この特約が復活または復旧された場合を除き、この特約の死亡保険金を支払います。

3．被保険者がこの特約への変更の際の責任開始期以後に特定疾病保険金もしくは高度障害保険金の支払理由または保険料の払込免除の理由に該当し、その原因がこの特約への変更の際の責任開始期前に発生していたときでも、その原因が変更前特約の責任開始期[1]以後に発生したものであれば、この特約の特定疾病保険金もしくは高度障害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．被保険者が変更日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物[2]に罹患（りかん）したと医師によって診断確定されたときでも、変更前特約の締結、復活または復旧の日から起算して90日を経過していれば、この特約が復活または復旧された場合を除き、この特約の特定疾病保険金を支払います。

5．この特約の保険料は、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日[3]におけるこの特約の被保険者の年齢により計算します。

第34条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則）

この特約の付加された主契約に災害割増特約または傷害特約[1]が付加されている場合、これらの特約の定めにかかわらず、特定疾病保険金の支払いにより主契約の死亡保険金が減額され、主契約の被保険者の特約の保険金額または給付金額が会社の定める限度をこえるにいたったときでも、特約の保険金額または給付金額は減額されないものとします。

第35条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険または５年ごと利差配当付自由保険に付加されている場合、主契約の保険金の

補　則　欄

第32条補則

[1]変更前特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際の特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2]変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、変更日とします。

第33条補則

[1]変更前特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際の特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2]女性乳房の悪性新生物（別表）または男性乳房の悪性新生物（別表）をいいます。

[3]変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、変更日とします。

第34条補則

[1]これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。

増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、第28条（契約内容の登録）第２項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から５年間を登録の期間とします。

第36条（主契約が定期保険等の場合の特則）

① この特約が定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。

イ．この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。

(2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

ロ．更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

２．更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。

３．この特約が更新されたときは、特定疾病保険金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

４．第１号にかかわらず、転換特約により転換価格の全部または一部がこの特約の保険料積立金等に充当されている場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、この特約のうち転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、保険料が一時払いのこの特約を更新時に締結します。

５．第１号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第１号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、特定疾病保険金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

６．この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。

イ．この特約の保険料の払込みを要します。

ロ．この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。

７．主契約の保険金の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録については、第28条（契約内容の登録）第２項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から５年間を登録の期間とします。

② この特約が５年ごと利差配当付逓増定期保険に付加されているときは、第18条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の払済養老保険への変更」と読み替えます。

第37条（主契約が終身保険等の場合の特則）

① この特約が終身保険または５年ごと利差配当付終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。

② この特約が付加されている終身保険または５年ごと利差配当付終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

１．主契約の全部を年金支払いに移行する場合

イ．年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時[1]までの期間に変更の請求があったものとします。

ロ．第１回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金[2]の受取人は年金受取人とします。

ハ．第５条（特定疾病保険金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。

補　則　欄

第37条補則

[１]年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。

[２]主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の高度障害保険金を含みます。

ニ．この特約の被保険者が第１回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
ホ．第１回年金支払日以後にこの特約の高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。
ヘ．この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

２．主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合
イ．介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
ロ．介護保障移行特約の締結日以後にこの特約の高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。
ハ．この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

３．主契約の一部を移行する場合
イ．主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
ロ．この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

③　前項第１号において、主契約が連生終身保険または５年ごと利差配当付連生終身保険から変更されたものであって、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されている場合は、主契約の被保険者の生存中に、離婚または婚姻の取消しにより、この特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者でなくなったときも、この特約は同時に消滅します。

第38条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

①　この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．年金支払開始日以後における死亡保険金の受取人は年金受取人とします。
２．被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
３．第５条（特定疾病保険金の支払い）の適用に際しては、「満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
４．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。
５．前号にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の年金受取人[1]および死亡保険金受取人[2]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。
６．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。
７．第18条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
８．主契約が個人年金保険(93)または５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険の場合、次に定めるところによります。
イ．第４条（死亡保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
ロ．第５条（特定疾病保険金の支払い）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
ハ．第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第13条（告知義務違反による解除）、第15条（重大事由による解除）および本項第５号の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
９．主契約が５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険の場合、第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

①　この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当

補　則　欄

第38条補則

[１]年金の一部の受取人を含めます。
[２]死亡保険金の一部の受取人を含めます。

てを行いません。

1．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して１年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき

2．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して１年以内にこの特約の保険金が減額されるとき

② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。

1．この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。

2．前号により割り当てた社員配当金は、この特約の保険期間の満了の際に支払います。

② この特約が付加されている個人年金保険(93)、新個人年金保険、５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険もしくは５年ごと利差配当付個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加されたときまたは個人年金保険(93)、新個人年金保険、５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険もしくは５年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に１または２以上の年金の種類等に変更されたときは、次に定めるところによります。

1．主契約の全部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合

イ．この特約の保険期間は、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。

ロ．この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

ハ．主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、その移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

2．主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いもしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に２以上の年金の種類等に変更する場合

イ．この特約の保険期間は、次のとおりとします。

(1) 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。

(2) 主契約を年金支払開始日に２以上の年金の種類等に変更する場合

a．一部の年金部分を保証期間付終身年金とする２以上の年金の種類等に変更するときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。

b．２以上の確定年金または有期年金のみに変更するときは、変更後の年金部分のうち年金支払期間が最も長い年金部分の年金支払期間満了時[3]までの期間に変更の請求があったものとします。

ロ．この特約の社員配当金は、主契約のうち次の年金部分の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。この場合、該当する年金部分が２以上あるときは、(1)から(4)までにおいては保証期間、(5)においては年金支払期間が最も長い年金部分[4]の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。

(1) 夫婦年金支払いに移行した部分がある場合
夫婦年金支払いに移行した部分

(2) 前(1)以外の場合で、逓増年金型の保証期間付終身年金部分[5]がある場合
逓増年金型の保証期間付終身年金部分[5]

(3) 前(1)または(2)以外の場合で、定額年金型の保証期間付終身年金部分[5]がある場合
定額年金型の保証期間付終身年金部分[5]

(4) 前(1)から(3)まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分

(5) 前(1)から(4)まで以外の場合
確定年金部分または有期年金部分

ハ．前ロに定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

③ 前項によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算金があるときは、年金支払開始日に主契約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。

補　則　欄

第38条補則

[３]年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。

[４]確定年金部分と有期年金部分の年金支払期間が同じときは有期年金部分とします。

[５]保証期間付終身年金の支払いに移行した部分を含みます。

第39条（主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則）

① この特約が新生存給付金付定期保険、５年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。

２．この特約の婚姻時の特別取扱いを承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いに準じて、この特約の婚姻時の特別取扱いを行います。

３．第５条（特定疾病保険金の支払い）、第６条（高度障害保険金の支払い）、第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第12条（告知義務）、第14条（告知義務違反による解除を行わない場合）、第32条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）および第33条（特定疾病保障終身保険特約からの変更の場合の特則）の適用に際しては、「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの」と読み替えます。

② この特約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。

イ．この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。

(2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

ロ．更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

２．この特約が更新されたときは、特定疾病保険金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

３．第１号にかかわらず、転換特約により転換価格の全部または一部がこの特約の保険料積立金等に充当されている場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、この特約のうち転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、保険料が一時払いのこの特約を更新時に締結します。

４．第１号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第１号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、特定疾病保険金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

５．この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。

イ．この特約の保険料の払込みを要します。

ロ．この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。

６．この特約が付加されている主契約の更新時に、保険契約者からの申出により、更新後の主契約およびこの特約の死亡保険金額の合計額[1]が会社の定める金額を下回るときは、主約款にかかわらず、主契約は更新されません。

第40条（主契約が連生終身保険等の場合の特則）

この特約が連生終身保険または５年ごと利差配当付連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．この特約の被保険者は、主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者とします。

２．第４条（死亡保険金の支払い）から第15条（重大事由による解除）までのこの特約の定めの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約におけるこの特約の被保険者の死亡保険金受取人」と読み替えます。

３．第18条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「連生払済保険または連生延長保険」と読み替えます。

４．この特約の被保険者以外の被保険者について主契約の保険金が支払われるときは、この特約は主契約と同時に消滅するものとし、この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金をその保険金の受取人に支払います。

５．主契約が終身保険または５年ごと利差配当付終身保険に変更された場合、主契約におけるこの特約の被保険者が、終身保険または５年ごと利差配当付終身保険の被保険者でないときは、この特約は解約されたものとします。

補　則　欄

第39条補則

[1]会社の定める他の特約の死亡保険金額等を含めます。

6．主約款に定める保険契約消滅時の特別取扱いを行うときは、主約款に準じて、この特約を締結することがあります。ただし、次に定めるところによります。

イ．主契約消滅前に付加されていたこの特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されていたときは、この特約の締結は行いません。ただし、保険金削減支払方法のみが適用されていた場合で、保険金削減期間が満了しているときを除きます。

ロ．この取扱時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、会社が定める同様の特約を締結します。

7．この特約が付加されている主契約が終身保険または５年ごと利差配当付終身保険に変更され、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されたときにおいて、終身保険契約または５年ごと利差配当付終身保険契約の全部を年金支払いに移行する場合には、第５号にかかわらず、この特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者となるときに限り、この特約はそのまま継続します。

第41条（主契約が５年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

① この特約が５年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または５年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．主契約の介護年金が支払われたときは、第１回介護年金の支払理由発生時に、この特約は消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第１回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。

2．第４条（死亡保険金の支払い）第１項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

> ① 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときは、この特約の死亡保険金を主契約の死亡給付金とあわせて、主契約の死亡給付金受取人に支払います。

3．第５条（特定疾病保険金の支払い）、第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

4．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。

5．前号にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人[1]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。

6．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

② この特約が付加されている５年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、前項にかかわらず、次に定めるところによります。

1．第１回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金の受取人は年金受取人とします。

2．第５条（特定疾病保険金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。

3．被保険者が第１回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。

4．第１回年金支払日以後に高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時から、この特約は消滅します。

③ 主契約に保険料払込免除特約または介護保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第１項第１号を次のとおり読み替えます。

> 1．主契約の介護年金が支払われたときは、次に定めるところによります。
>
> イ．この特約の保険期間満了の日が主契約の介護年金支払期間満了の日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の介護年金支払期間満了の日の直前の契約日の年単位の応当日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。
>
> ロ．前イにかかわらず、第１回の介護年金の支払理由発生時以後にこの特約の保険料の払込みが必要な場合は、この特約は第１回介護年金の支払理由発生時に消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第１回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。
>
> ハ．第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
>
> ## 10. 社員配当金
>
> **第26条**
>
> ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の

補　則　欄

第41条補則

[1]死亡給付金の一部の受取人を含めます。

中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。

1．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して１年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき

2．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して１年以内にこの特約の保険金が減額されるとき

② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了する場合で、この特約の保険期間満了の日と主契約の介護年金支払期間満了の日が一致するときは、次に定めるところによります。

1．この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。

2．前号により割り当てた社員配当金は、この特約の保険期間の満了の際に支払います。

第42条（主契約が５年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が５年ごと利差配当付自由保険、５年ごと利差配当付定期保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、５年ごと利差配当付連生終身保険、５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、５年ごと利差配当付介護年金保障定期保険、５年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険または５年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、第26条（社員配当金）第１項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。

1．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して１年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき

2．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して１年以内にこの特約の保険金が減額されるとき

第43条（主契約が無配当医療保険の場合の特則）

この特約が無配当医療保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．第１条（特約の締結）の適用に際しては、「主契約に付加して締結します。」を「介護保障保険料払込免除特約とあわせて主契約に付加して締結します。」と読み替えます。

2．第４条（死亡保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

3．第５条（特定疾病保険金の支払い）、第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

4．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。

5．前号にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人[1]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。

6．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

7．第18条（特約の失効および同時消滅）第１項の適用に際しては、「主契約」を「主契約または主契約に付加されている介護保障保険料払込免除特約」と読み替えます。

8．第26条（社員配当金）にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

9．主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。

イ．この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。

補　則　欄

第43条補則

[1]死亡給付金の一部の受取人を含めます。

(2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

ロ．更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

10. この特約が更新されたときは、特定疾病保険金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

11. 第９号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第９号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、特定疾病保険金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

12. この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。

イ．この特約の保険料の払込みを要します。

ロ．この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。

第44条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約または介護保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第８条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主約款に定める保険料の払込免除」を「主約款または主契約に付加されている保険料払込免除特約もしくは介護保障保険料払込免除特約に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第45条（主契約が最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

① この特約が最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

２．第８条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、被保険者が主契約の責任開始期[1]以後に発生した主約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に障害状態[2]になったときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。

３．前号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態[2]になった場合に、これらの理由により障害状態[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。

４．第２号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより障害状態[2]になったときは、保険料の払込みを免除しません。

イ．被保険者または保険契約者の故意または重大な過失

ロ．被保険者の犯罪行為

ハ．被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

ニ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

ホ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

ヘ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

５．保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料[3]を払い込んでください。払込みのないときは、第２号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。

６．第16条（特約保険料の払込み）第３項、第17条（特約保険料の立替え）および第31条（他の特約へ変更する場合の特則）から第33条（特定疾病保障終身保険特約からの変更の場合の特則）までは適用しません。

７．第18条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と読み替えます。

８．第23条（特約の解約）第２項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

補　則　欄

第45条補則

[１]主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。

[２]主契約の責任開始期前からの障害に、第１項第２号に定める原因による障害が加わって該当した障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害の間に因果関係のない場合に限ります。

[３]保険料年１回払・年２回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

② 前項の適用に際し、主契約に付加されているこの特約以外の定期保険特約等の死亡保険金のある特約[1]の死亡保険金等の会社の定める金額が、会社の定める金額を下回っているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。

9．第34条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の特則）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約に付加されている定期保険特約等の死亡保険金のある特約（同様の給付のある特約を含みます。）の死亡保険金等の会社の定める金額」と読み替えます。

10．主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。

イ．第28条（契約内容の登録）の適用に際しては、「または特約の中途付加」を「、特約の中途付加、保障見直しまたは保障一括見直し」と読み替えます。

ロ．第30条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直日」と読み替えます。

11．主契約の契約内容の変更に伴いこの特約の契約内容が変更される場合、保障一括見直し特約、保障見直し特約または転換特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された見直価格部分または転換価格部分の保険料積立金の精算金はありません。

② この特約が最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．第４条（死亡保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

2．第５条（特定疾病保険金の支払い）第６項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

⑥ 第１項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、特定疾病保険金をその法人に支払います。

3．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。ただし、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人[4]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。

4．第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

5．第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。この場合、第２号ロおよび第３号ハに該当する特約については、第２号イならびに第３号イおよびロに該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とし、第４号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。

1．次の事業年度内に、主契約の契約日の３年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の３年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第３号および第４号による割当てが行われる場合を除きます。

2．次の事業年度内に、主契約が転換以外の次の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき

イ．主契約の給付金の支払理由が生じてこの特約の保険金を支払うことにより消滅する場合には、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）および直前の主契約の３年ごと応当日から起算して１年を経過して消滅するとき

ロ．主契約の給付金の支払い以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して２年および直前の主契約の３年ごと応当日から起算して１年を経過して消滅するとき

3．前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の３年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の３年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。

イ．この特約の高度障害保険金または特定疾病保険金の支払理由が生じてこの特約の高度障害保険金または特定疾病保険金を支払うことにより消滅する場合には、契約日および直前の主契約の３年ごと応当日から起算して１年を経過して消滅するとき

ロ．この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき

補　則　欄

第45条補則

[４]死亡給付金の一部の受取人を含めます。

ハ．前イおよびロ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して２年および直前の主契約の３年ごと応当日から起算して１年を経過して消滅するとき

４．契約日から起算して２年および直前の主契約の３年ごと応当日から起算して１年を経過してこの特約の保険金が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の３年ごと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の３年ごと応当日前に主契約が消滅するとき

② 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。

１．第１号、第３号および第４号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

２．第２号イにより割り当てた社員配当金
主契約の給付金の支払いの際に支払います。

３．第２号ロにより割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。

③ この特約が最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

１．第４条（死亡保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金と」を「主契約の死亡給付金と」と読み替えます。

２．第５条（特定疾病保険金の支払い）第６項および第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、それぞれ前項第２号および第３号を準用します。この場合、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

３．第26条（社員配当金）の適用に際しては、前項第５号を準用します。この場合、読替規定については、次に定めるところによります。

イ．第１項については、「第３号および第４号」を「第３号から第５号まで」と読み替え、次の号を加えます。

５．次の事業年度内に、主契約の第１保険期間が満了したとき

ロ．第２項については、次の号を加えます。

４．第５号により割り当てた社員配当金
主契約の第１保険期間満了の際に支払います。

４．この特約の保険期間中に、主契約の第１保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとします。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の積立金に充当します。

④ この特約が付加されている最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

１．主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

２．この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

⑤ この特約が付加されている最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

１．主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合

イ．この特約は同時に消滅します。

ロ．この特約の保険料積立金を主契約の積立金に充当します。ただし、保障一括見直し特約または保障見直し特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された見直価格部分については、解約返戻金を主契約の積立金に充当します。

２．主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合

イ．主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ．この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第46条（主契約が毎期精算配当付自由保険等以外の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、定期保険、終身保険、５年ごと利差配当付自由保険、５年ごと利差配当付定期保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付連生終身保険、最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険、最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険、無配当定期保険または５年ごと利差配当付新終身保険以外の保険種類に付加されているときは、第23条（特約の解約）第２項は適用しません。

第47条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

① この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、５年ごと利差配当付医療定期保険または５年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、次に定めるとこ

ろによります。

1．第４条（死亡保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金とあわせて、主契約の死亡保険金受取人に支払います。」を「この特約の死亡保険金を主約款に定める特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）に支払います。」と読み替えます。

2．第５条（特定疾病保険金の支払い）第６項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

⑥　第１項にかかわらず、保険契約者および特約死亡保険金受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、特定疾病保険金をその法人に支払います。

3．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。

4．前号にかかわらず、保険契約者および特約死亡保険金受取人[1]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。

5．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

6．第10条（死亡保険金を支払わない場合）、第13条（告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

7．第18条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第18条（特約の失効および同時消滅）

①　主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。

②　主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。この場合、主契約が告知義務違反もしくは重大事由による解除または保険契約の解約により消滅したときは、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。

8．第24条（解約返戻金額）の適用に際しては、「主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。」を「保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。」と読み替えます。

②　この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)または無配当医療終身保険(09)に付加されているときは、第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

この特約の社員配当金はありません。

③　この特約が５年ごと利差配当付医療定期保険または５年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、第26条（社員配当金）第１項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

①　この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。この場合、この特約の高度障害保険金または特定疾病保険金の支払理由が生じてこの特約の高度障害保険金または特定疾病保険金を支払うことにより消滅するときは、この特約の死亡保険金の支払理由が生じてこの特約の死亡保険金を支払うことにより消滅するときの取扱いに準じます。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。

1．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して１年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき

2．この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して１年以内にこの特約の保険金が減額されるとき

④　この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または５年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。

イ．この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。

(2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新する

補　則　欄

第47条補則

[1]死亡保険金等の一部の受取人を含めます。

ものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

ロ．更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

2．この特約が更新されたときは、特定疾病保険金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

3．第１号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第１号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、特定疾病保険金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第48条（主契約が無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

この特約の社員配当金はありません。

2．主契約の保険金の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録については、第28条（契約内容の登録）第２項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から５年間を登録の期間とします。

第49条（主契約が５年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

① この特約が５年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1．第６条（高度障害保険金の支払い）の適用に際しては、「この特約の高度障害保険金を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。」を「この特約の高度障害保険金を被保険者に支払います。」と読み替えます。

2．前号にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人[1]が同一法人の場合には、この特約の高度障害保険金をその法人に支払います。

3．高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態になった時からこの特約は消滅します。

4．第23条（特約の解約）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本保険金」と読み替えます。

② この特約が付加されている５年ごと利差配当付新終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1．主契約の全部を年金支払いに移行する場合

イ．年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時[2]までの期間に変更の請求があったものとします。

ロ．第１回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金[3]の受取人は年金受取人とします。

ハ．第５条（特定疾病保険金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。

ニ．被保険者が第１回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。

ホ．この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

2．主契約の一部を年金支払いに移行する場合

イ．主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ．この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

③ 前項によりこの特約の契約内容が変更される場合、転換特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された転換価格部分の保険料積立金の精算金はありません。

補　則　欄

第49条補則

[1]死亡保険金の一部の受取人を含みます。

[2]年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。

[3]この特約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の高度障害保険金を含みます。

④　この特約が付加されている５年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

１．主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合

イ．移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ．この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

２．主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合

イ．主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ．この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

別表　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表１によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表２の基本分類コードに規定される内容によるものをいい、備考に定めるところによります。

表１　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
１．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
２．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
３．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
１．悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち ・皮膚の悪性黒色腫	 C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	 D47.1 D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	 D76.0
２．急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
３．脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

備考

1．「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／３・・・・・悪性、原発部位
／６・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

2．「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２・・・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

（注）結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、結腸または直腸の粘膜癌は、「悪性新生物」に該当するものとみなして取り扱います。